第１０章　備蓄・調達対策の推進

【予防対策】

1　食料及び生活必需品等の確保
2　飲料水及び生活用水の確保
3　備蓄の整備
4　輸送体制の整備
5　燃料の確保

1　食料及び生活必需品等の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 総　務　部	○　被災者の生活維持のため、必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。 ○　多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄する。
事　業　者 市　　民	○　3 日分の食料等の備蓄を行う。

2 詳細な取組内容

■多摩市

（1）　対策の前提

震災時おける必要物資の確保は、市民一人ひとりの平素からの備蓄が重要であり、多摩市は、あらゆる機会を通じて、自助による備蓄を普及啓発する。

（2）　備蓄の考え方

①　備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（平成 24 年 4 月東京都発表）を採用する。

（避難者数（1 日後）＝33,049 人）

②　避難者数の 2 日分の食料を多摩市単独で備蓄し、残り 1 日分の食料を東京都の寄託倉庫からの配給や民間企業との協定による流通品を調達し、合わせて 3 日分の食料を確保する。

③　発災初期は、市備蓄の乾パン・クラッカー等で対応し、その後、アルファ米・備蓄米へ移行する。米穀類及び副食類等は、二次的に調達する。

（3）　備蓄の供給

①　炊き出し等の体制が整うまでの間は、多摩市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

②　道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

③　発災後、速やかに協定締結事業者から、必要な物資を調達する。特に女性や要配慮者に配慮した物資を迅速に調達する。

【物資供給における時系列イメージ】

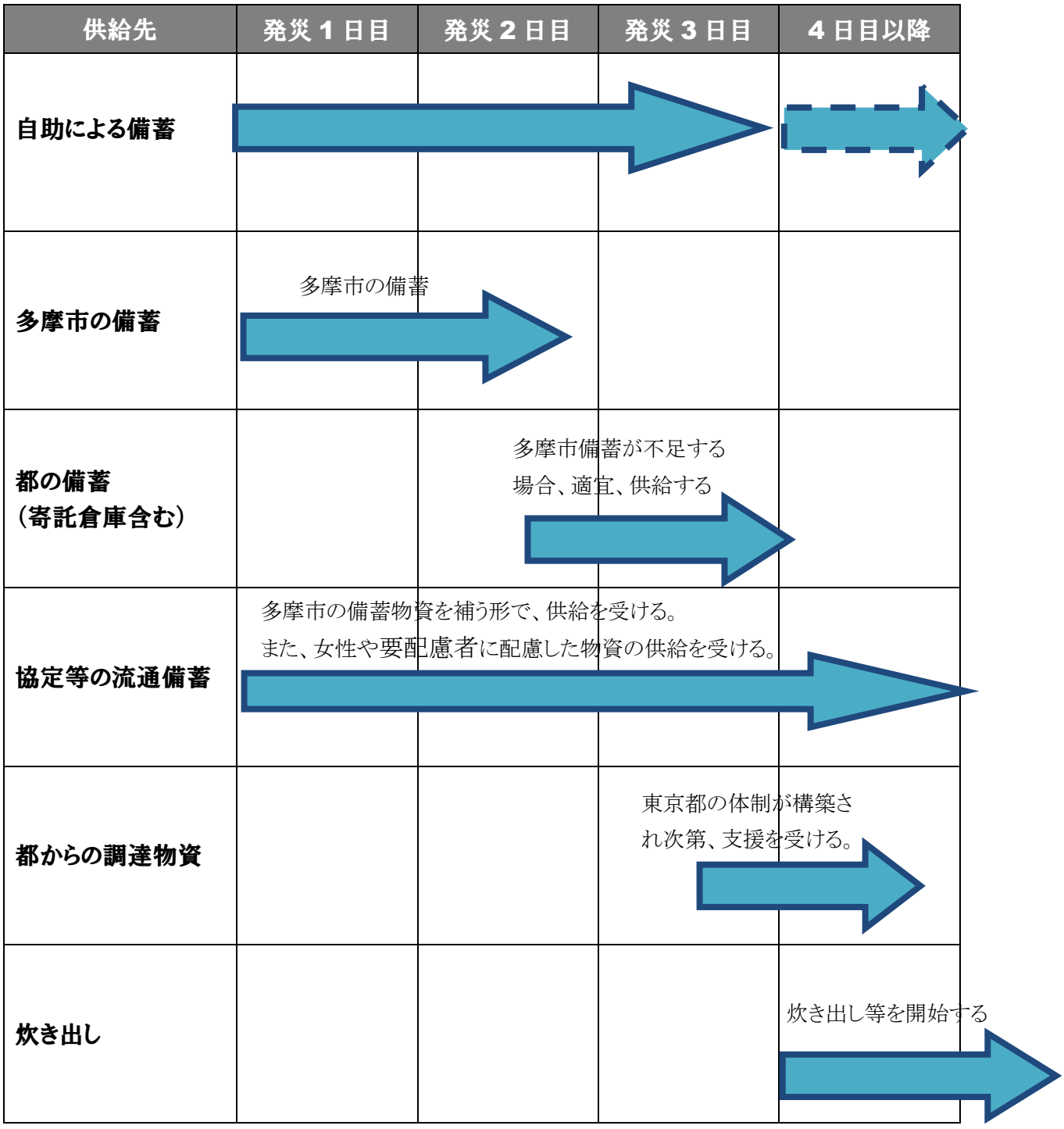

（4）　乳幼児用食料の備蓄

① 乳幼児（1 歳～3 歳）用として、乳児用食料を備蓄する。
② 乳児（0 歳～1 歳）用として、粉ミルクを備蓄する。
③ 備蓄数量については、3 日分の備蓄を目標とするが、全体の予算の範囲内とする。

(5) アレルギー対策

① 備蓄食料におけるアレルギー対策については、個々の特性の多様性から行政における支援は、非常に困難である。よって、基本的には「自助」の範囲と考える。

② しかし、備蓄をしていても、家屋の被災などから、備蓄していた食糧を失ってしまう事も想定されることから、多摩市において、概ね 12,000 食程度を備蓄する。

③ 備蓄内容については、1 種類に偏ることなく、数種類備蓄する。

(6) 児童・生徒用の備蓄

① 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。

② 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3 日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

(7) 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の食料等の備蓄を行う。

(8) 被災者のニーズへの対応

① 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

② 夏季には扇風機や冬季には暖房器具等の気候についても考慮する。

③ 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止(発災1週間の電力停止、その間の通信途絶)を想定し、早期に避難所等との、連絡手段等(交換便を含む。)について代替手段を確保する。

(9) 市内企業との協定等

① 多摩市は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。

② 多様なニーズに対応できるよう、積極的に市内企業との協定締結に努める。

2 飲料水及び生活用水の確保

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 都市整備部	○ 応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ○ 災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、水の確保に努める。
都水道局	○ 給水拠点（※1）となる応急給水槽（※2）及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の配置、管理を行う。 ○ 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。 ○ 自主防災組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。
事業者 市民	○ 3日分の飲料水を備蓄する。 ○ 水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

※1 給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km 程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

※2 応急給水槽

地震等の災害に備え、市民の居住場所から概ね2km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

2 詳細な取組内容

■多摩市

(1) 前提

震災時における飲料水の確保は、市民一人ひとりの平素からの備蓄が重要であり、多摩市は、あらゆる機会を通じて、自助による備蓄を普及啓発する。

(2) 備蓄の考え方

① 備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（平成 24 年 4 月東京都発表）を採用する。

（避難者数（1 日後）＝33,049 人）

② 避難者 1 人 1 日 3 リットルとして算定し、3 日分の飲料水を確保する。

③ 避難者数の 2 日分を多摩市単独で備蓄し、残り 1 日分を東京都水道局による応急給水等の供給を中心とし、そのほかに、震災用の井戸や民間企業との協定により、合わせて 3 日分を確保する。

なお、給水体制を充実強化することで、必要により備蓄飲料品の下方修正を行う。

(3) 児童・生徒用の備蓄

① 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。

② 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3 日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

(4) 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の飲料水の備蓄を行う。

(5) 災害用井戸の整備

① 現在、市内の井戸所有者に対して、災害時協力井戸として、登録の依頼をしているが、今後も、積極的に維持・拡充に努める。

② 市内 5 箇所に整備されている災害用井戸の老朽化に伴う改修整備を計画的に行う。

③ 災害時の市民の飲料水や生活用水を確保でき、また、消火用の水源として、公園などに防災用井戸の整備を今後検討していく。

(6) 多様な応急給水への取組

■多摩市

① 市民に対し、給水拠点で応急給水が実施できる事及び当該給水要領を普及啓発する。

② 消火栓からの応急給水が実施できるよう、東京都と連携し資器材の配備を進めるほか、避難所運営に関わる自主防災組織、市職員、学校教職員などへ、操作方法等を普及啓発する。

■都

都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、多摩市と実施手法を定める。

(7) 災害時民間協力井戸

■多摩市、井戸所有者

個人で所有(管理)している井戸について、「多摩市災害時協力井戸に関する要綱」に基づき、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。また、市内事業所の井戸を災害時に活用できるよう分布状況及び水量、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。

(8) 生活用水の確保

■多摩市

多摩市は、各小中学校等に、ろ過機を設置し、プールの水や井戸水等から生活用水が確保できるようにしているが、老朽化に対応して計画的な更新を図る。

■事業所・個人

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

(9) 給水資器材

給水可能施設

施設名	所在地	応急給水栓（基）	ホース			エンジンポンプ（台）
			5m	20m	その他	
桜ヶ丘浄水所	多摩市桜ヶ丘 4-10	3	5	12	0	4
落合浄水所	多摩市中沢 1-12	1	1	3	0	1
愛宕配水所	多摩市愛宕 2-51	4	2	5	0	1
南野給水所	多摩市南野 2-16	5	3	2	0	0
聖ヶ丘給水所	多摩市聖ヶ丘 4-1	5	4	2	0	0
並木公園応急給水槽	多摩市和田 1551-1	17	15	3	0	1
合計		35	30	27	0	7

(10) 給水拠点

① 浄水所、給・配水所等

施設名	給水方法	配水池有効容量	確保水量	給水人口 1 人 1 日 3 リットル
桜ヶ丘浄水所	常設給水栓等	4,520 ㎥	1,500 ㎥	500,000 人
落合浄水所		300 ㎥	100 ㎥	33,000 人
愛宕配水所		3,420 ㎥	1,140 ㎥	380,000 人
南野給水所		10,080 ㎥	3,360 ㎥	1,120,000 人
聖ヶ丘給水所		42,000 ㎥	14,000 ㎥	4,666,000 人
並木公園応急給水槽	自家用発電機エンジンポンプ	1,500 ㎥	1,500 ㎥	500,000 人

1 ㎥=1,000 リットル

② 災害対策用飲料用貯水槽

施設名	所在地	確保水量	給水人口 1 人 1 日 3 リットル
豊ヶ丘南公園 100t 貯水槽	多摩市豊ヶ丘 5-12	100 ㎥	33,000 人
瓜生緑地 100t 貯水槽	多摩市永山 5-8	100 ㎥	33,000 人
多摩中央公園 100t 貯水槽	多摩市落合 2-35	100 ㎥	33,000 人
健康センター100t 貯水槽	多摩市関戸 4-19	100 ㎥	33,000 人
連光寺小学校災害対策用井戸	多摩市連光寺 3-64	100 ㎥	33,000 人
	井戸ポンプから、直接、水をくみ上げることができる。		

3 備蓄の整備

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 くらしと文化部	○ 多摩市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○ 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。

2 詳細な取組内容

(1) 備蓄倉庫等の整備

① 公共施設の建設や公園整備等に併せて、防災倉庫の整備に努める。
② 既存公共施設等を有効に活用し、備蓄場所を確保する。
③ 避難所となる学校の余裕教室等を活用し、備蓄場所を確保する。
④ 民間倉庫の活用を検討する。
⑤ 避難所（小・中学校等）を中心として、備蓄倉庫を整備する。
⑥ 中学校区ごとに避難所用資器材庫を整備する。
⑦ 自主防災組織単位で自主防災倉庫の設置を啓発する。

(2) 資器材の備蓄

① 応急対策用資器材を防災倉庫に備蓄する。
② 避難所の地区防災倉庫に、避難所の初動運営に関する物資を備蓄するとともに、地域住民の防災活動用資器材を備蓄する。
③ 中学校区ごとに避難所用資器材を整備し、長期化する避難生活に備える。
④ 総合体育館の特性を活かし、総合体育館用資器材を整備する。
⑤ 帰宅困難者対策として、一時滞在施設に宿泊が可能となるような、簡易的な資器材を整備する。

【市内防災倉庫一覧】

倉庫名	箇所数	設置場所	役割
防災倉庫	6 箇所	拠点的に配置	各種の資器材を格納するため。
地区防災倉庫	35 箇所	避難所に設置	発災直後に、避難所を設置するため。
避難所用資器材庫	10 箇所	避難所に設置 （余裕教室等を活用）	長期化する避難所生活を支援するため。

(3) 備蓄倉庫の管理運営等

① 備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運営を行う。
② 収容物を分類し、各防災倉庫に特徴を持たせた、収容を行う。
（倉庫内の収容物の再整理、再配置）
③ 必要により民間業者を起用した、適正な清掃、点検等を行う。
④ 多摩市が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

（4） 輸送拠点の整備

① 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を選定し、都福祉保健局に報告する。

② 東京都の緊急輸送ネットワーク及びヘリポート等を考慮して、多摩東公園・多摩市陸上競技場、武道館を主たる地域内輸送拠点に指定する。

③ 指定の地域内輸送拠点以外にも災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設等を柔軟に選定する。

④ 輸送拠点における、円滑な支援物資の受入・搬出方法について検討し、マニュアル等を整備する。

【輸送拠点】

拠点区分	施設名	運営主体	役割
広域 輸送基地	立川地域防災センター	都	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点
地域内 輸送拠点	武道館・陸上競技場	市	多摩市の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点

4 輸送体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 物流事業者（輸送事業者等）等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。

2 詳細な取組内容

(1) 輸送業者等との災害時応援協定の締結増加に向け、積極的に取り組む。

(2) 都市整備部等各部は、維持管理担当業者に対し、災害時に活動可能な車両（資器材含む）を平素から確認する。

※ 空路輸送体制としてのヘリサインの整備

- 平成 14 年 2 月に七都県市首脳会議防災対策委員会にて、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助、救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的に、当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することの申し合わせが決定された。
- 東京都では、平成14年度から順次公共施設の屋上に表示が進められ、多摩市では、平成20年に屋上防水の改修工事にあわせて本庁舎屋上に表示を設置した。
- 市内設置場所については、多摩消防署と調整を図り、おおむね各中学校区に 1 箇所とし、屋上防水の改修に合わせて順次表示の設置を進める。

【ヘリサイン設置場所】

市役所、諏訪中学校、青陵中学校、豊ヶ丘小学校、多摩永山中学校、多摩消防署、国士舘大学多摩キャンパス

5 燃料の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 石油燃料の供給体制を整備する。

2 詳細な取組内容

(1) 災害時において、石油燃料を円滑に確保するため、民間企業と協定の締結を推進する。

(2) 協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施する。

(3) 車両運行者は、平素から庁用車の給油残量に留意する。
（3 分の 1 以下とならないように適宜給油）

【現在協定を締結している事業者】

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	KDDI 多摩テクニカルセンター
	東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック

【応急対策】

1　物資の調達・供給	3 支援物資の取扱い
2　飲料水の供給	4　輸送車両及び燃料の確保

1　物資の調達・供給

1　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○　備蓄倉庫から必要物資を調達する。 ○　協定締結事業者から物資を調達する。（※災害救助法の適否に留意） ○　都福祉保健局に必要物資の供給を要請する。 ○　協定締結自治体に物資の供給を要請する。 ○　物資を被災者へ給（貸）与する。 ○　地域内輸送拠点を開設及び運営する。
都福祉保健局	○　都備蓄物資を区市町村へ放出する。
災害時応援協定締結事業者	○　多摩市の要請に基づき物資等を提供する。

2　詳細な取組内容

■多摩市

（1）　物資の調達

①　食糧物資調達対策部長は、発災直後においては、避難者数の調査結果に先行して、被害想定に基づく避難者数を踏まえ、必要となる物資を調達する。

②　食糧物資調達対策部長は、避難所が運営された場合には、避難所施設対策部長から避難者数及び必要物資の連絡を受け、物資を調達する。

③　食糧物資調達対策部長は、市内6箇所の備蓄倉庫から必要な物資を調達する。

④　食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から食料、飲料品及び生活日用品
次のとおり調達する。

ア　速やかに調達する。（発災直後には、買占め現象が発生する。）

イ　努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入する。

ウ　特に市が備蓄していない物資を優先的に確保する。
（市が備蓄していない物資とは、備蓄に適さない商品や特定の被災者に限定される商品である。 例　医薬品、乳幼児・高齢者用の食品、生理用品、おむつ等）

エ　支払いは後日とする。
なお、精算事務を円滑に進めるため、納品書等（状況によりレジスターのレシート用紙でも可）の発行を依頼する。

オ　物資の調達に伴い、ダンボール箱、買物かご等の収納物品の貸与を依頼する。

カ　協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬を依頼する。

⑤　食糧物資調達対策部長は、発災後の復旧復興・給水対策部による応急給水体制が整うまでの間は、備蓄倉庫、協定締結事業者から速やかに飲料水（ペットボトル等）を調達する。

⑥　食糧物資調達対策部長は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる発災から4日目以降については、原則として炊き出し体制を整備する。

⑦　食糧物資調達対策部長は、給食センターを有効に稼動させ、炊き出し等を行う。

⑧　食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から発電機、照明器具等の建設用資器材を次のとおり調達する。

ア　速やかに調達する。（発災直後には、買占め（借占め）現象が発生する。）

イ　協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬、設置等を依頼する。

ウ　資器材の取扱説明書を受領する。

エ　各対策部長と連携し、効率的に資器材を調達する。

⑨　食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、都福祉保健局へ物資の供給を依頼する。

⑩　食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、協定締結自治体へ物資の供給を依頼する。

（2）　地域内輸送拠点の開設・運営

①　食糧物資調達対策部長は、地域内輸送拠点を開設し、都福祉保健局（災害対策本部経由）に報告する。

②　食糧物資調達対策部長は、原則として市防災倉庫や協定締結事業者から調達した物資を直接、避難所に搬入する。

③　応急対策期の地域内輸送拠点の活用については、原則として次の物資等を受入れる。

ア　加工が必要な食料物資（炊出し開始時に配布）

イ　配布数量が不足等し、現時点で配布できない物資

ウ　嗜好品等の応急対策期での配布に適さない物資

（3）　物資の給与

①　食糧物資調達対策部長は、調達した物資を直接指定避難所に搬入する又は、地域内輸送拠点（武道館）に搬入する。

②　食糧物資調達対策部長は、指定避難所において、物資の給与を行う。

③　食糧物資調達対策部長は、指定避難所では、避難所施設対策部の派遣職員や避難者等と連携し供給する。（荷卸後は、速やかに次の供給場所に移動する。）

④　食糧物資調達対策部長は、自宅避難者に係わる必要物資においても指定避難所に供給する。

（4）災害救助法の適用

①　災害救助法の適用前においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、多摩市が負担する。

②　災害救助法の適用後においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、東京都が負担する。

ただし、東京都の費用負担には、物資種別、上限額が定められている。

※ 災害救助法の適用・運用については、第 12 章を参照

※ 食料の配布基準・実施方法

項 目	実施内容
配布基準	1. 災害救助法適用前 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条により、都知事の定める給与基準を準用する。 2. 災害救助法適用後 (1) 災害救助法施行令第 9 条により、都知事の定める給与基準とする。 (2) 災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）に定める被災用食品給与限度額は、1 人 1 日 1,010 円以内（平成 22 年度）、期間は災害発生の日から 7 日以内とする。 ただし、米飯の炊き出しは労力奉仕によることとし、原則として手数料を含まない。 3. 炊き出し等の記録及び報告 食糧物資調達対策部長は、炊き出し及び食品配分の状況をとりまとめ、随時、災害対策本部に報告する。
実施方法	○ 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 1. 給食の順位 (1) クラッカー (2) アルファ米 (3) 備蓄米 (4) 炊き出しによる米飯 2. 給食の範囲 主として避難所収容者を対象に実施するが、自宅残留被災者についても給食の対象とする。 3. 実施場所及び実施時刻 基本的には以下のとおりとし、避難者の状況に応じて、臨機に対応する。 ○ 実施場所：主として指定避難所 ○ 実施時刻：8 時、12 時、18 時 4. 配分の方法 (1) 避難所施設対策部職員は、混乱がおきないよう公正な配分方針を定め、被災者の協力を得て、配分する。 (2) 一時に多数の被災者に配分するのが困難な場合は、要配慮者から優先して配分する。
	都の備蓄物資（食料）の給与 ○ 備蓄物資（クラッカー等）として都福祉保健局が多摩市内に事前に配置し

項 目	実施内容
	てあるものは、都福祉保健局長の承認を得て多摩市が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
特 例	○ 災害救助法施行令及び同施行細則の基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

※ 生活必需品の配布基準・実施方法

項 目	実施内容
配布基準	○ 生活必需品等の給（貸）与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行う。 ○ 災害救助法の適用にいたらない災害及び都の指示がない場合には、災害救助法を準用し配布する。
実施方法	○ 生活必需品の供給は、すべて世帯単位で行う。 ○ 原則として、住家の全壊・半壊等により、日常生活を営むことが困難な避難所生活者を主な対象とする。 ○ 公正な配分計画を定め、指定避難所において配分する。
	○ 食料の給与に準ずる。
特 例	○ 食料の特例に準ずる。

※　都福祉保健局からの物資調達の流れ

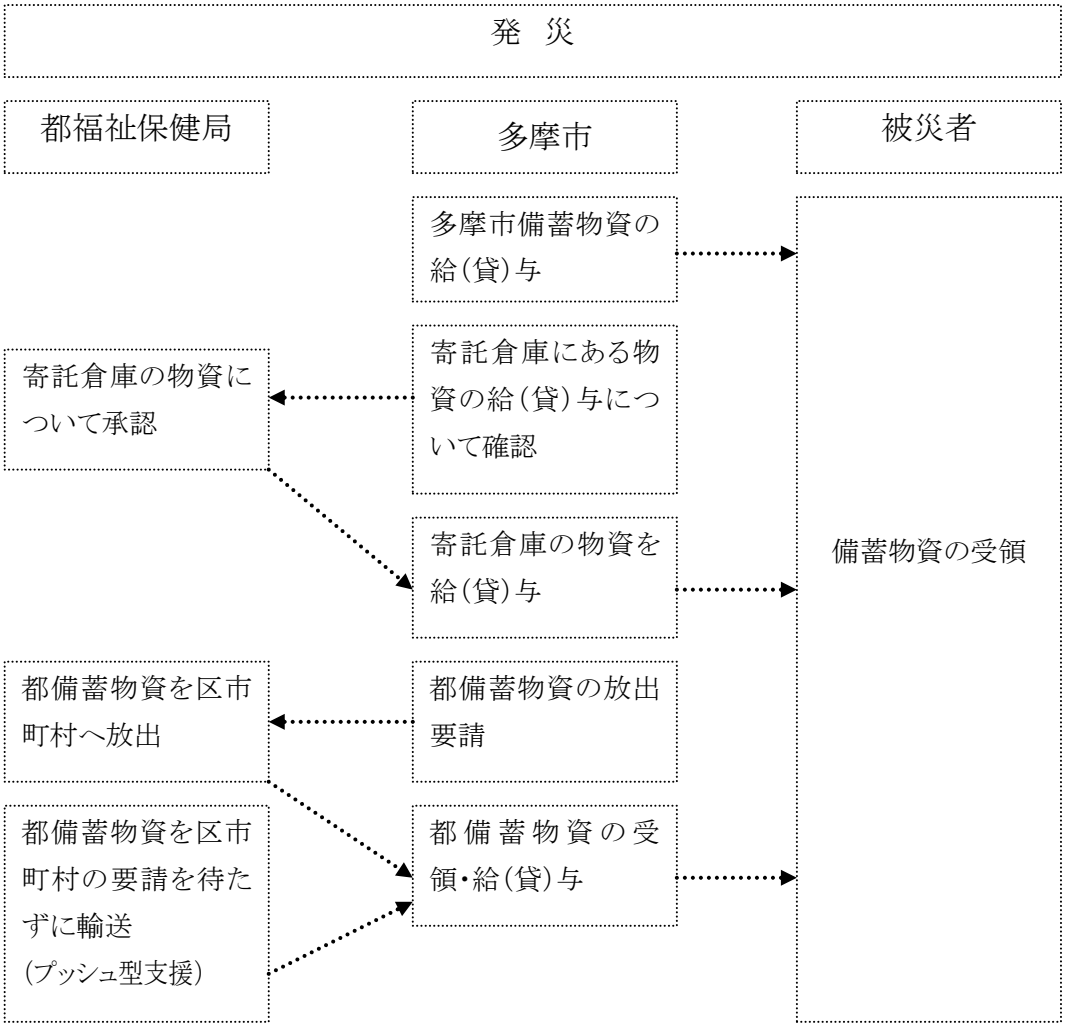

2 飲料水の供給

震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・市間にて協力し、発災後における応急給水体制を構築する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 復旧復興・給水対策部 食糧物資調達対策部	○ 給水拠点（応急給水槽及び浄水場・給水所）で応急給水を行う。 ○ 給水拠点での応急給水体制が整うまでの間、ペットボトル等で飲料水を供給する。
都水道局	○ 給水拠点で応急給水を行う。 ○ 給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている広域避難場所について、車両による応急給水を行う。 ○ 必要に応じて多摩市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 ○ 医療施設等への応急給水を行う。

2 業務手順

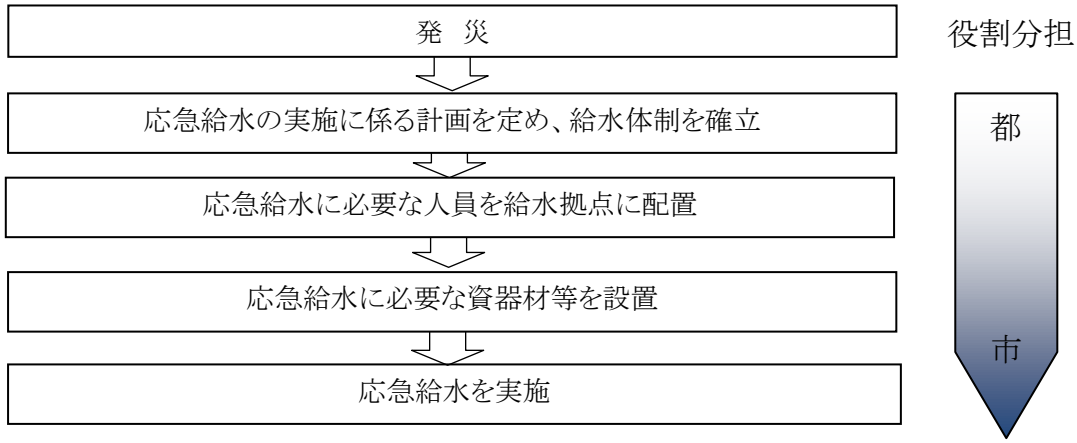

3 詳細な取組内容

■多摩市・都

(1) 方針

① 復旧復興・給水対策部長は、都水道局と連携し、応急給水を行う。

② 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

③ 発災直後から応急給水体制が整うまでの間の飲料水の給水は、食糧物資調達対策部が飲料品（ペットボトルなど）で対応する。

④ 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部から速やかに断水地域を確認し、必要地域に応急給水体制を整備する。

⑤ 復旧復興・給水対策部長は、断水地域と給水拠点の優先順位を踏まえて、応急給

水活動を行う。

ただし、必要がある場合には、消火栓等を利用し、応急給水活動を行う。

	給水拠点名	資器材の配置等	応急給水活動
第 1 次	桜ヶ丘浄水所・落合浄水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	多摩給水管理事務所	復旧復興・給水対策部
	並木公園応急給水槽	復旧復興・給水対策部	
第 2 次	連光寺災害対策用井戸		
第 3 次	豊ヶ丘南公園・瓜生緑地・健康センター・多摩中央公園災害対策用井戸		

(2) 震災時の応急給水の方法

① 給水拠点には、給水拠点である旨の標識を設置し、市民に広報する。

② 豊ヶ丘南公園・瓜生緑地・健康センター・多摩中央公園・連光寺小学校貯水槽では、ろ水機により揚水し給水を行う。

応急給水の方法	活動内容
給水拠点で行う給水	応急給水槽及び浄水場(所)・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
車両で行う給水	給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている指定避難所では、車両による応急給水を行う。
仮設給水栓で行う給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、必要がある場合に行う。

(3) 給水拠点での都及び多摩市の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
並木公園応急給水槽	多摩市	・ 応急給水に必要な資器材等の設置 ・ 市民等への応急給水
浄水場(所)・給水所等	都	・ 応急給水に必要な資器材等の設置
	多摩市	・ 市民等への応急給水
飲料水を車両輸送する必要がある指定避難所等	都	・ 飲料水の供給・補給
	多摩市	・ 市民等への応急給水を実施 ・ 車両の調達及び運行
医療施設等	都	・ 都の車両輸送による応急給水
災害対策用井戸	多摩市	・ 市民等への応急給水
災害時協力井戸	所有者	・ 必要に応じて、近隣住民へ給水

4 支援物資の取扱い

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	○ 支援物資の受付等を行う。

2 詳細な取組み

(1) 食糧物資調達対策部長は、被災者の必要物資の需給状況等を踏まえ、各対策部長と連携し、広報、募集、受付等を行う。

(2) 食糧物資調達対策部長は、支援物資の受付窓口を武道館（地域内輸送拠点）に開設し、支援物資を受付する。

(3) 食糧物資調達対策部長は、寄託者台帳を作成するとともに、寄託者に支援物資受領書を発行する。

(4) 食糧物資調達対策部長は、支援物資を備蓄倉庫や協定事業者からの調達物資と合せて供給する。

(5) 食糧物資調達対策部長は、必要により都福祉保健局と連携し対応する。

※ 支援物資と義援品との違い

発災後の状況や品物によっても異なるが、ここでは、支援物資とは、発災直後の避難者へ供給する食料や飲料物等の比較的緊急性の高い物資であり、食糧物資調達対策部が応急対策において調達する物資を補完するものである。

一方、義援品とは、復旧復興期において、被災者の生活再建を助ける物資であり、例えば、衣類・家電製品や家具等である。

5 輸送車両及び燃料の確保

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市統括対策部	○ 庁用車両等を一元管理する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から車両を確保する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から石油燃料を確保する。

2 詳細な取組み

(1) 統括対策部長は、協定締結事業者から車両(運行員を含む)を調達する。

(2) 統括対策部長は、庁用車両及び調達車両を一元管理する。

(3) 統括対策部長は、車両の配分又は併用、転用等の運用計画を立てる。

(4) 統括対策部長は、必要により職員の自家用車等の活用を依頼することができる。
ただし、当該車両の運行については、所有者が行う。

(5) 各対策部長は、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、統括対策部長に請求する。
① 使用目的
② 台数
③ 日時及び期間

(6) 統括対策部長は、協定締結事業者から石油燃料を確保する。

確保先		所在
KDDI 多摩テクニカルセンター		多摩市唐木田 3-2
東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック	柚木石油多摩西 SS	多摩市和田 1377
	村野商店桜ヶ丘 SS	多摩市関戸 2-37-7
	永山石油	多摩市永山 1-2-11
	多摩興運多摩エコステーション	多摩市貝取 1450
	アポロ 21 世紀多摩 SS	多摩市乞田 646

【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応	3 生活用水の確保
2 水の安全確保	4 物資の輸送

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

一方で、震災後のおよそ4日目以降には、物流機能も回復しはじめる。

このことから、物流機能の回復を踏まえ、変化する被災者ニーズを把握し、ニーズに合わせた物資の確保及び配布に努める。

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
東京都	○ 炊き出しの要請に対応する。

2 詳細な取り組み

(1) 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

(2) 炊き出しは、給食センターを有効活用する。

(3) 避難所施設に設置されている調理場（学校の家庭科室、コミニュティーセンターの調理室等）を有効に活用する。

(4) 各指定避難所に配備している、釜や鍋、オイルバーナー等を活用する。

(5) 自主防災組織や自治会等の協力を得て、実施する。

2　水の安全確保

1　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部 都　水　道　局	○　飲料水の安定供給を行う。
多　摩　市 福祉医療対策部	○　飲料水の衛生相談を行う。
福　祉　保　健　局	○　状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水の塩素消毒状況を確認する。 ○　市民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

2　業務手順

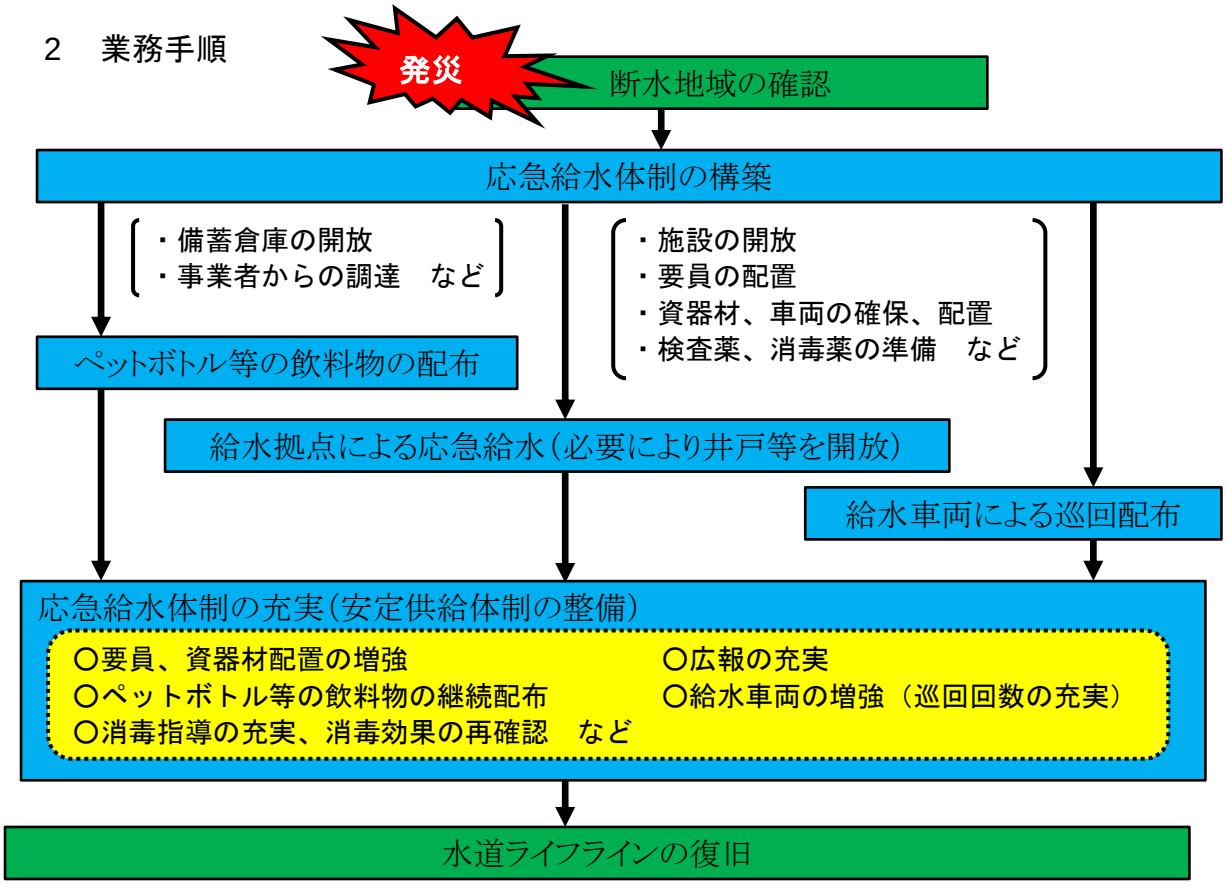

3　詳細な取組内容

(1)　多摩市は、都と連携し、給水拠点を活用した、飲料水の安定供給を行う。
　①　広報の充実
　②　給水地点及び給水時刻の充実
　③　断水地域に対する給水車両の巡回回数の充実

(2)　多摩市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

3　生活用水の確保

1　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 避 難 所 施 設 対 策 部 復 旧 復 興・給 水 対 策 部	○　指定避難所の生活用水を確保する。 ○　給水拠点（応急給水槽及び浄水場・給水所）等で応急給水を行う。

2　業務手順

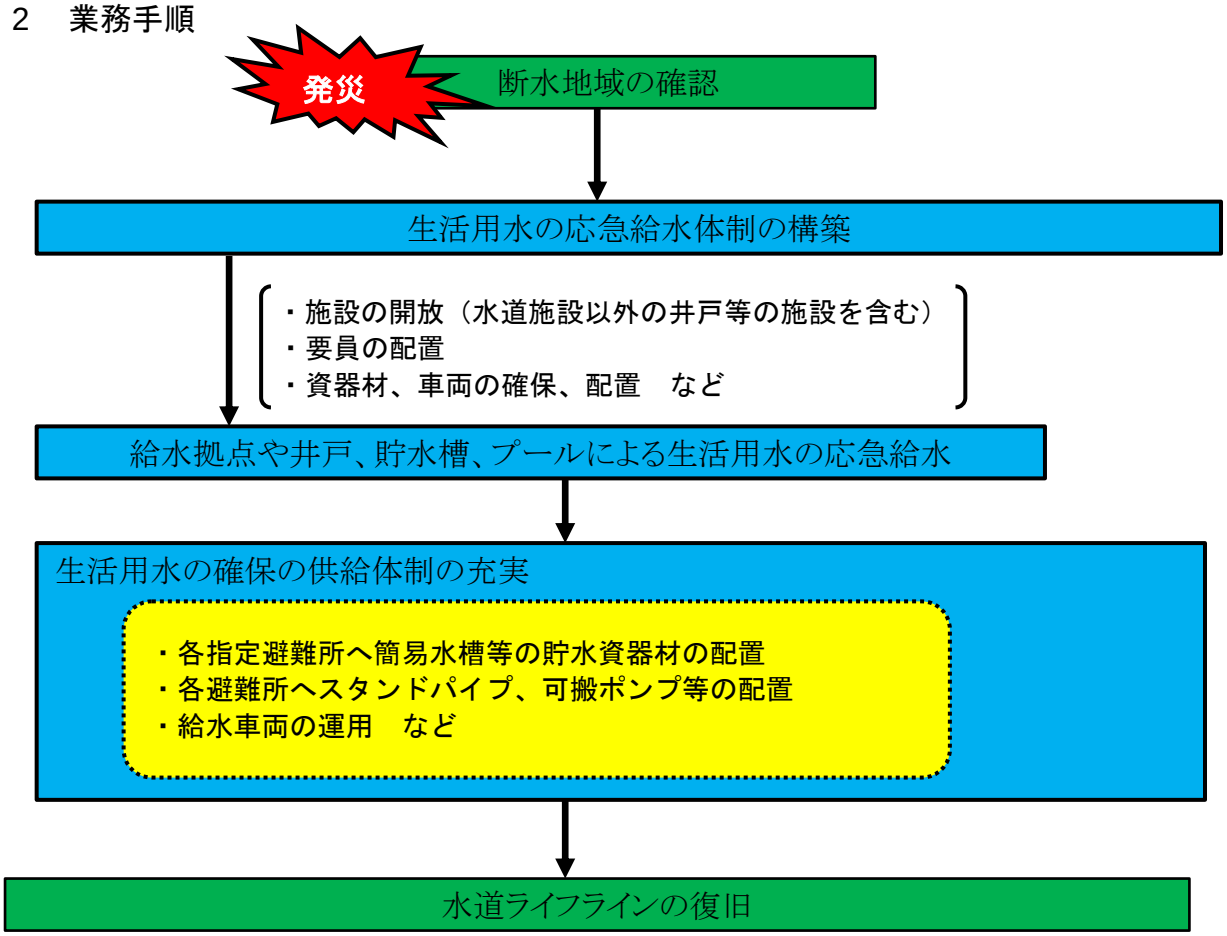

3 詳細な取組内容

■ 多摩市

(1)　復旧復興・給水対策部長は、応急対策の給水要領に準じて生活用水の供給を行う。

(2)　避難所施設対策部長は、指定避難所（学校）の生活用水については、校内プールを利用する。

(3)　指定避難所（学校以外）の生活用水については、消火栓等からの給水を積極的に行う。

4 物資の輸送

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	○ 地域内輸送拠点の運営体制の強化を行う。

2 詳細な取組み

(1) 東京都からの物資を受け入れ、指定避難所等へ搬出する。

(2) 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 物資の調達・供給」と同様に行う。

(3) 専門的な資器材が地域内輸送拠点に搬入された場合には、当該資器材等を使用する各対策部の職員が、受入れ等に立ち会う。

(4) 搬入物資の量によっては、地域内輸送拠点での受入れに限らず、指定避難所などの使用場所へ直接搬入を要請する。

(5) 必要により、広域輸送基地で直接荷受けする。

※多摩市における輸送拠点

項目	運営主体	施設名
広域輸送基地	東京都	立川地域防災センター
地域内輸送拠点	多摩市	武道館・陸上競技場

【陸上搬送概念図】